

盛岡市上下水道局告示第15号

公共下水道の終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。なお、その関係図面は、盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課に備えておいて縦覧に供する。

令和7年3月31日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則



- 1 公共下水道の終末処理場による下水の処理を開始する年月日 令和7年4月1日
- 2 公共下水道の終末処理場により下水を処理する区域及び供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

区 域	分流式又は合流式の別
東中野字片岡、東中野字金勢、東中野字金勢前、東中野字沢田、上厨川字竹中、上厨川字横沼、向中野字東道明、向中野字幅、下鹿妻字下通、中太田屋敷田、中太田新田、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、西見前19地割、三本柳5地割、三本柳10地割、三本柳25地割、津志田3地割、津志田4地割、津志田6地割、津志田15地割、永井14地割、飯岡新田6地割、黒川5地割、黒川8地割、下田字陣場、下田字柴沢の各一部	分流式

- 3 供用を開始する排水施設の位置 別紙図面のとおり。
- 4 下水の処理を開始する公共下水道を接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 盛岡市東見前3地割10番地2
 - (2) 名称 都南浄化センター